

シリーズ「おけとの水」③

おけとの水道・下水道

これまで簡易水道・下水道事業の料金改定について説明させていただいてきました。今回は上下水道を利用されている方の料金の内容や毎月の負担が、6月（7月お支払い分）からどのように変わるのかをお知らせします。

写真: おけとの水源「三の沢」

水は、私たちの生活や産業に欠かすことができない大切なものです。今回の料金の見直しでは、利用される方が公平に料金を負担するしくみを第一に考えたうえで、使用水量が少ない高齢者と単

身者世帯などの少量利用者に対しては一定の配慮をしました。事業の健全な運営のため、上下水道を利用される方のご理解とご協力をお願いします。

上下水道料金が変わります

水道料金の内容

4つの用途区分ごとに、使用水量にかかわらず負担していただく「基本料金」と使用水量に応じて負担していただく「従量料金」を合計した額に

■水道料金表（税込）

（改定前）

区分	基本料金	基本量	超過料金
			1m ³ 増すごとに
専用	1,650円	10m ³ まで	165円
共用	165円	1世帯につき1m ³ まで	165円
営業用	1,960円	10m ³ まで	196円
団体用	1,650円	10m ³ まで	165円
共同浴場用	4,120円	50m ³ まで	165円
観賞用・臨時用	4,120円	10m ³ まで	196円
私設消火栓	2,060円	使用1回につき	—
営農用	4,630円	50m ³ まで	92円

なります。

従量料金は、これまでは10m³までは基本料のみでしたが、今後は1m³から使用した分を負担していただきます。

（改定後）

区分	基本料金	従量区分	従量料金
一般用	1,650円	1～10m ³	25円
		11～20m ³	210円
		21m ³ ～	230円
営農用	2,830円	1～50m ³	60円
		51m ³ ～	100円
臨時用	3,500円	1m ³ ～	230円
施設消火栓	2,472円	—	—

下水道料金の内容

これまでと同じく、10m³まで使用した分に応じた「基本料金」と10m³を超えて使

■下水道料金表（税込）

（改定前）

区分	基本量	基本料金	超過料金
			1m ³ 増すごとに
一般用	10m ³ まで	1,650円	165円

用した分に応じた「超過料金」から成り立っています。水道料金とは異なり、10m³までは基本料金のみを負担していただきます。

（改定後）

区分	基本量	基本料金	超過料金
			1m ³ 増すごとに
一般用	10m ³ まで	2,060円	222円

■上下水道の料金は、6月使用分（7月お支払い分）から新料金に変わります。